

宇土市産後ケア事業公募要件

1 対象とする事業者の条件

以下に掲げる基準を満たし、宇土市産後ケア事業（以下「事業」という。）を実施できる事業者

【宇土市産後ケア事業実施者基準】

項 目	条 件
実施場所	<p>(1) 熊本県内に所在する医療機関、診療所、助産所等であること。</p> <p>(2) 宿泊型においては居室、カウンセリング室、乳児保育室、その他事業の実施に必要な設備、日帰り型においては個別的又は集団的に産後ケアを適切に行うために必要な設備を設置していること。</p> <p>(3) 宿泊型においては適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有し、同時に入所させるのはおおむね 20 人以下とすること。ただし、臨時応急のため短期間入所させるときは、この限りではない。</p>
従事者	<p>次の(1)を満たし、(2)から(3)に掲げる従事者を必要に応じて配置し行うものとする。</p> <p>(1) 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に 1 人以上配置していること。ただし、宿泊型を行う場合には、24 時間体制で 1 人以上の助産師、保健師又は看護師が配置していること。</p> <p>(2) 心理に関する知識を有する従事者</p> <p>(3) 育児等に関する知識を有する従事者（保育士、管理栄養士等）</p>
その他	<p>(1) 事業を管理する者を定めること。</p> <p>(2) 仕様書に規定するサービス内容が提供できること。 ※実施するサービスの種別はいずれか一つでもよい。</p> <p>(3) 食事を提供する場合は、事業者の責任により衛生面に十分配慮し、また、可能な限り利用者の帰宅後の生活の参考になるよう配慮した食事を提供すること。</p> <p>(4) 利用者の症状の急変等に緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること。</p> <p>(5) 市との適切な連絡体制が確保できること。</p>

2 事業者の資格要件

事業に対して意欲を有する事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 事業の目的を十分に理解し、仕様書に定める事業の内容及び実施体制の履行が確実に可能であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 宇土市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号の規定に該当しないこと。
- (4) 宇土市から宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 16

- 年訓令第6号)の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
 - (6) 業として本事業業務に付する契約に係る業務を営んでいること。

3 応募に必要な書類

- (1) 宇土市産後ケア事業業務委託事業者応募申請書
- (2) 事業実施場所の写真・図面等（事業に使用する居室及び必要な設備等を確認できるもの。事業者概要及び事業内容がわかるパンフレットやホームページ資料でも可)

※提出書類の作成等申請に要する費用は応募者の負担とする。

4 事業者の審査等

市長は、提出された書類に基づき事業者を審査する。必要に応じてヒアリング又は実地調査を行う。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者について、事業の委託契約を行う。

なお、提出された書類は審査結果に関わらず返却しない。本市で定めた保存年限終了後、本市の責において処分するものとし、本事業以外に使用しない。